

参議院通商産業委員会會議録第十九号

昭和二十九年三月十一日(木曜日)午前
十時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

中川 以良君
松平 勇雄君
加藤 正人君
海野 三朗君
小松 正雄君

委員

石原幹市郎君
黒川 武雄君
西川 弥平治君
酒井 利雄君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
三輪 貞治君
武藤 常介君
白川 一雄君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 山本友太郎君

参考人

日綿実業株式 秀島司馬三郎君
会社企画部長
不二商事株式 寺尾 一郎君
会社取締役
野崎産業株式 野崎 一郎君
式会社社長
東京銀行審 吉田雄二郎君
査部次長

本日の会議に付した事件
○輸出保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。

最初に諮るにいたしますが、本日参考人といまして、東京銀行の神野審査部長にお願いを申上げておきまして、御所用がございまして御出席できかねるのとございまして、代つて審査部の吉田次長がお見えになりましたので、吉田次長を参考人といましてすることに御異議ございせんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではさうに決定をいたします。

本日の議題は、輸出保険法の一部を改正する法律案について、午前中におきまして貿易に關係をされております方々から同法案に対する御意見を伺うことに相成つております。参考人の皆様方には、本日は御多用の中を特に当委員会のために御出席を賜りました、誠に有難う存じました。厚くお礼を申し上げます。本日は何とぞ忌憚のない御意見を御開陳賜りまして、本委員会が本法案審議の上に最もよき幾多の示唆をお与えを願いたいと存ずる次第でございます。当委員会では前回に本法案におきまして問題になりました点等につきまして、すでに専門委員室のほうから書面でお願いを申上げております事項につきましていろいろと御意見を承わりたいと存じます。特に委託販売輸出があの法律で以て果して伸びるかどうか、それが正常輸出に妨害となるような危険はないかどうかと

いう点、それから更に右に関連いたしまして、本制度の実施に當りまして注意を要すべき点、特に第十条の四にありまます通産大臣の承認に關しましての注意すべき点等が多々あると存じますので、こういう点についても御意見を承わりたいと存じます。

それから、なお、委託販売輸出が資本の逃避となるようなことがないかという点が懸念をされておりますので、この点についてもお話を伺いたしたのであります。特にこの点は東京銀行のお立場からの御意見もお述べを頂きたいと存じます。なお、その他お気付の点等は何なりとも一つ御遠慮なくお教を頂きたいと存じます。議事の順序をいたしましては、これら問題を中心としたしまして、最初に参考人の方から御意見を御開陳を願ひ、後ほど委員から御質問を申上げると存じますので、これにお答えを願ひたいと存じます。

なお、御開陳を賜る時間は、大体お一人十五分乃至二十分の範圍内においてお述べを頂きたいと存じます。それでは最初に日綿実業株式会社の秀島企画部長にお願いいたします。

○参考人(秀島司馬三郎君) 私が日綿実業株式会社の企画部長の秀島でございます。

委託販売の現状につきましてはすでに通産省から御報告がございまして、御存じの通りと存じますが、二十八年の一月から十二月の一年間の委託販売輸出の承認実績は五億八千四百萬ドルでありまして、うち繊維品がその大

部分を占めておりまして四億五千四百萬ドルになつております。更にその品目を見ますと、生糸がアメリカ向けが一億七千二百萬ドル、綿布がアメリカ向けに一億六千九百九十九萬ドル、綿のベルベットと申しますか、ベルベットが二千九百七十萬ドル、カーペットがこれもアメリカ向けで六千八百萬ドル、それからレーヨンポイルが、これが行先がちよつと調べがつかせませんが、一千二百九十萬ドル、ラミーの麻のシャツが、アメリカ向けが一億二千二百萬ドル、それから米兵のユニフォームが、これは沖繩行でございまして、五千二百五十萬ドルとなりまして、合計が四億五千四百萬ドルに上つております。

現在海外におきましては戦前のごとき機能を持つた支店の設置ができておりませんので、輸出は非常に不利益な立場に立つておるのでございまして、それはどういふことかと申しますと、戦争が済みまして直後、それから貿易が再開いたしました当時におきましては、大体外商が全部日本で商売をやつておりましたが、最近では漸く向うの岸まで日本の商売が伸びたことになりまして、仕向国の輸入業者に向うの沖へ着いた、港に着きましたCIFベイスというので売つておりますが、戦前は仕向国の需要者又は問屋へ直接日本の商社が売つたのでございまして、それでございまして、今は非常に向うの輸入業者が牛耳られていゝという状態でございます。

ます。それで戦前の方針を申し上げますと、現物を大体常に支店に貯えておきまして、そして倉庫渡しで現金引換又は非常にいい売先でございまして、延払の方式で売つておりました。この利点は、どういふところとございましてかと申しますと、同一商品の販路の維持と拡大ができることと、先ほど申し上げましたように直接需要者に売りますから相対的にいい値で売れたことと、以て途切れますという、すぐに外国品とか又は競争品にその販路がとられてしまふ、それから、その後にはその同じ商品を持つて行つてもなかな、売込みがむづかしいことになりまして、現物を需要地におきまして、さういふ虞れがなくつて漸次需要に應じて売ることができると、且つ又新市場がそれで開拓できるという、さういふことと存じます。それから、いま一つは、需要地の問屋に売る場合でも、先物の契約となりますと、問屋が先物の相場に對する変動の危険というものを非常に大きく見積りますから、どうしても安くしか買つてくれないということになつております。それで、どういふ現物を現地に持つておかないと売り方が非常に不利益であるということになるのでございまして、それで戦前私のはうのニューヨークの店の生糸の売込みについて申し上げますが、生糸は日本からおわかれと存じますが、生糸は日本から売りますに支店に売りますが、支店が第三者に売つていないので支店が手

持をして、それから本店の勘定で委託した分の合計の金額が大抵ニューヨーク支店が左右で問屋に先物で売っている数量とほぼ同量でありまして、これはニューヨークの生糸ばかりでなく、各地とも繊維製品というものは同じようなことになっておつたのであります。即ち支店の手持も本店の委託品も会社全体から見ましたら第三者に売つておりませんから海外への委託品であつたのであります。大体半分が直接売つてゐる。半分は委託品の形式で以て、そのときの一番いい条件に合うように売つて行つたのが日本の昔の戦前の貿易の形であつたのであります。英國が今海外の在庫に対して在庫維持補償法というものを作つておられますが、これも輸出を大いに伸ばすためにはどうしても海外に常に在庫を持つておる方法をとらなければならぬといふところから来ておるのであります。ところが現在各貿易商社の海外支店が整備されておられませんので、勢い海外の代理店又は現地法人をしてこれに当らしめなければなりません。各社の資力が少ないので、万一損失が出たときにはどうすることもできないといふ状態でございますから、委託品、コンサイメントは送りたいことは送りたけれども大きい数量は送れない。それで不利益を知りながらも仕向け地の輸入業者にCIFベースで売つておるような状態でございます。そういうようなことでございますから、こういうような委託販売保険制度というよりなもので損が出たときには見て下さるといふような制度をして頂きますたら、よほど戦前の状態に戻りまして、もつと輸出は伸びるであらうと、こう存する次第でございます。

その次に、この商品及び市場についてあらかじめ制限をつける可否はどうかというお問合せがございましたのであります。この商取引というものは、元来が流動性がなければ適時適応の措置がとれないものであります。今度の委託販売保険制度につきまします委託販売は許可制度でありますし、且つ無為輸出の許可を要しますから、若しそれが工合が悪いというよりなときにはすぐやめることもできるわけでございます。それでその上に現在におきましては繊維類につきましては特に輸出組合も相当整備されておりますから、これらの意見も十分聞くこともできますので、あらかじめ市場なり商品なりについて法律上で制限をつけるということは、この制度を動かさないものにしてやしないかといふことを恐れるものでございませう。

次にダンピング、投売りの問題でございますが、場合によつてはその心配はないと思つておられるのでございませう。併し若しそういうことをいたしましたら、正常輸出業者に脅威を与えますので、その業者からすぐその事情が日本に伝わつて来るわけでございます。それでそういうような場合の原則のあるときには積戻しの原則になつておられますから、政府としては積戻しを強制いたします。積戻しをしなれば損失を填補しないというよりな方法もとれますし、又はブラックスリストを作りまして、そういうよりな不徳の商社が再び委託輸出をしなうといふところを定めることもできるではないか。それでですから業者のほうも相当慎重にこれをやると思ひます。

次に通産大臣の承認に或る程度の限定を附する必要があるかどうか。戦前におきましては業者が自己の危険で海外へ委託品を送る場合は、予定価格で売れぬようなときには積戻しというよりなことは殆んどありませんでした。その理由は、その積戻し費用が高つくばかりでなく、繊維品等は銘柄等その地方では売れるが、内地へ持つて来ましては、海外の他の地域へ持つて行つては売れぬものが多いものでございますから、場合によりまして、若し持つて来るよりなことになるかと、全損の上に諸掛の送金を覚悟しなければならぬといふよりなことがございました。そういうよりなわけで、現地において最もいいという値段で損見切りに処分するものが常道であつたのであります。今回の法案は投売りとか、ダンピングを非常に考慮されて作られました。積戻しを原則としておりますが、実際の問題に當つて見ますと、例外規定の「通産大臣の承認を用いて現地で処分することが多く起つて来るのではないかと」思われます。その場合にこれに或る程度の制限をつけると、今から予想できないよりなことも起りますので、法律としては限定せずに、通産省における許可基準とか内規等で処理することがよいと思ひます。

それでいふ／＼この法案につきましても問題は残つておると思ひますが、どうしても今輸出を大いに盛んにしなければならぬときでございますから、私どもとしては、この法案を通して頂くようにお願いいたす次第でございます。

○委員長(中川以夏君) 有難うございました。

それでは次に不二商事株式会社の寺尾常務取締役にお願ひいたしました。

○参考人(寺尾一郎君) 寺尾でございます。只今秀島参考人から非常に詳細にお話がございましたので、私は主としてこの保険制度は非常に必要と存じます。併しそれを効果あらしめるために必要であると考えられます。並行措置及び第二には一番御懸念になつておられますダンピングの問題、或いは十條四項の通産大臣の許可等に関連した点について所見を申述べたいと存じます。

最近におきます我が国の国際収支の推移に鑑みまして、輸出振興の一助として委託販売輸出を促進するためにこの新種保険が創設される運びに至りましたことは私も貿易業者といたしまして非常に有難いと考へておるものでございます。従来輸出業者が委託販売契約を結ぶ場合に、委託品が現地で全部売れないときは海外の受託者が残品を引取つてくれるという条件又は了解がある場合を除いては、輸出業者といたしましてはこの種の委託販売は余りにもコストが高い、一つの冒険であるとか考へられなかつたのでございませう。従いまして、よほど売行きの確実なものでない委託販売に乗せられないこととなりまして、輸出業者といたしましては自然消極的になり、専らLCベシスの取引を心がけるといふのが実情でございました。今回のこの種保険ができましますと、たとへば残りが出ましても国内に積戻すことになりましても、損失のうち八〇％が補償されるということでございますから、輸出業者といたしましては、その限度

において、こうむるべき損失が軽減されるということになります。従いまして或る程度売行きの見通しの不確実な商品でも委託販売で輸出をして新たな市場、或いは販路を獲得しようという考へになりまして、この面から見まして、今後委託販売輸出の伸長が見られると存じます。この点は只今秀島参考人のおつしやつたことを全幅的に賛成する次第でございます。

併しながら商社といたしましては依然損失のうち二〇％は覚悟して行かなければならないのでございまして、委託販売に要します手間や労苦などを考慮いたしますと、LCベシスで注文をとる場合のほうがより安全なことは申すまでもございませう。この点からいまして、この保険制度ができましても直ちに委託販売輸出が飛躍的に増大するといふことは考へられないのでございませう。殊に従来委託販売輸出が振わなかつたのは主として金融面にネットワークがあつたと思つてございませう。海外で……、勿論これは戦前を意味いたしません、戦後のことでございます。海外で商品が販売せられる間六ヶ月或いは九ヶ月商品の供給者であるメーカーに対して代金の支払を繰延べてもらうことは実際問題としてできない相談でございます。従いまして委託販売が行われるのは、委託品の代金の半分ぐらいLCの開設を求めまして、残金について委託積送をするというものが、例えば英國向けの紅茶の委託販売はこんなふうによつております。こういう場合とか、又はもと／＼メーカーが滞貨品を処分するためにメーカー金融で委託販売に乗せる場合、こういう場合はいささか委託販売

としては邪道ではございますが、こう
いう場合が多かつたのでございます。
商社自身の採算といたしましては、御
承知の通り商社の金融力が非常に貧弱
な今日におきまして、貴重な資金を使
つてやるほど委託販売にうまい味がある
わけではございません。このこと
とは今回の委託販売輸出保険が設けら
れまして依然未解決の問題でござい
まして、関係当局において深甚の御考
慮を煩わしたいと思ふ点でございま
す。即ち委託商品の供給者たるメー
カーに對しまして商社の支払う長期の
約束手形に金融上の優遇措置を与える
とか、又は輸出入銀行の融資の對象に
加えるとか、然るべき措置が必要では
ないかと考えるものでございませう。後
者の場合におきましては輸出入銀行の
業務方法を改正し、委託販売輸出保
険を付けたる委託販売輸出に融資
できるような措置ができれば非常に仕合
せじやないかと考えます。前者の場合
におきましては手形が長期手形である
關係上、日銀の融資對象には適當では
ないかとされる虞れがあります。技術
的に複雑な点が少くないと思ひます
が、要は輸出振興の活路といたしまし
て、委託販売の伸長を図るということ
であるならば、保険制度の創設だけで
は現状ではとても期待されるほどの効
果は少からず制約されるのではないかと
心配いたします。

で処分する場合は通産大臣の承認を要
することとなつておりますし、この契
約値段で売れないときは国内に積戻す
こととなつておりますから、まあ懸念
は起らないかと存じます。これは先ほ
ど秀島参考人から言われた通りである
と思ひます。むしろ海外市場で予定販
売価格を以て売れないで内地に積戻さ
れた場合に、その積戻された商品が内
地市場で投売りされる、こういうたよ
うなことを或いはチェックする必要が
あるのじやないかと思ひます。尤も先
ほどもお話をあつたように仕向先のそ
れぞれの嗜好、価格等もございませう
で、内地に持つて参りましてこれをダ
ンピングする、市場攪乱する虞れは余
りないといふことも言われるかも知れ
ませんが、我々子供のときによく
輸出のローズ物と言つてペラ／＼のハ
ンケチだとか、変な模様のついたき
れなどがあつたらうで安売りがされてお
りました。それはそれなりに又正
當な国内の商品市場を攪乱する虞れ
があるのじやないか。従ひまして或
いはこの保険に付保しなければ避け
ることができないであらうと思われ
る損失の八〇％が、補償される。こ
れをただ無制限に認める場合、国内
産業を攪乱と言ひますか、或いは救済
といふことにもなるかも知れませんが、
半面におきまして……輸出保険が悪
用される懸念必ずしもなしとしないの
であります。これはむしろ本保険制度
の趣旨に反すると思われまふので、
一案としては付保に當りまして積戻し
した場合、内地販売処分価格を申告さ
せ、若しこれを超過と言ひますか、避
けると言ひますか、売つた場合にはこ
の保険の利益を享受できないといつた

ように或いはする必要があるのでは
ないかと考えます。又海外市場にお
きまして不当な値段で処分することは
通産大臣がこれを却下する権限を保
留しておりますから業者の採算で勝
手に処分したときは保険の利益を失
う、或いは委託販売契約の承認申請に
當つて予定販売価格を申告すること
になつておりますし、この価格以下
で許可なくして処分すれば相當の罰
則が適用されるはずでございませう
で、まあ海外市場においての不当販売
といふものは制限され得ると思ひま
す。

又只今申し上げたように委託販売
輸出契約の承認申請に際しまして予
定販売価格が或る審査基準によつて審
査されます。この審査基準について一
言申述べますならば、同一市場におい
てLCベイス、つまり通常取引、こ
の輸出契約と競合するような場合には
勿論委託販売価格が相當程度LCベ
イスの、通常貿易、この価格よりも上
廻ることが必要であると思ひます。こ
れは先ほども秀島参考人からお話がご
ざいましたように、現地に在庫を持つ
ております販売する場合は、値段も
高く、支払条件もCOD、或いは極め
て短時日の在庫で売れることを考慮し
てございませうが、競合関係の存しない
場合におきましてはこの基準価格は投
売りとならない程度におきまして成る
べく低目に基準を置く必要があるのじ
やないかと考えられます。勿論商社と
いたしましてはできるだけ高く売ること
に努力するはずでありますし、又こ
の基準価格が余りにも高きに失するこ
ととなりますと委託販売は行われませ
んで、輸出保険のお世話になつて積戻

すような場合が常になるようなことが
想定されます。従ひまして契約価格は
これを最低限に認めて頂くことが前に
申し上げましたようにあとになつて現地
処分の申請を交付けない、或いは厳格
にこれを処理するといふことが可能に
なるのではないかと心得るのでござい
ます。以上を以て私の参考意見を終り
ました。

○委員長(中川以實君) 有難うござい
ました。

それでは野崎産業株式会社の野崎会
長にお願ひいたします。

○参考人(野崎一郎君) お手許に自分
の意見の概要を書いたものをお配りし
てありますから、それを御覧頂きま
す。なお本件には関係ございません
が、日本貿易会から外貨予算の割當に
對する希望書が附けてございませう
で、一つお暇の折に御高覧願ひいた
いと思ひます。

では御意見を申し上げますが、その前
に、現在の輸出保険の必要さといふこ
とにつきまして、皆さん御存じでいら
つしやないでしょうか、一言申し上げさ
して頂きたいと存じます。

最近御承知の通り、世界各国は至る
ところ輸出振興その他におきまして、
いろ／＼な手を打つておりますが、日
本もこれに對する手を打ちまして、
これがいつも二重為替制度、或いは何
かといふ／＼な問題が起りますのです
が、この輸出保険を以てしますれば、
決して輸出振興に對して何らの外国か
ら抗議を申込まれることがございませ
んの、是非一つ輸出保険は大いに振
興して頂きたい。これが日本の輸出
振興に對する唯一の策じやないかと
存じます。御承知の通り英国におきま

しては、最もこれが完備いたしてあり
まして、これ一本で振興策をとつてお
ります次第で、これが完成いたします
ことが我々の最も希望するところで
ございませう。我が国におきましても幾多
の保険制度を設置いたしまして、徐々
に完備して参りましておりますけれど
も、どうも今のところまだ利用される
かたが少い。それには率の高いとか、
或いは保険の宣伝が足りないとか、或
いは研究がまだ不足の点もございま
すし、殊に最近金融保険の、御存じでも
ございませうが、金融保険を日銀の
優遇措置に入れまして、昇格問題を希
望いたしてありますが、これもまだ未
解決でございませうし、銀行の連盟であ
ります全銀連の協力も不足でございま
すし、又或いは最近まで地方庁の追加
保険が出揃つていないで、最近やつと
出揃つたことになりましてしたこと
等、根本問題にいろ／＼足りない点も
ございませうが、大体申し上げますと、保
險の一番の欠陥は、今までこの保険
法について強制法がなかつたといふ
感じがいたすのであります。全部こ
の法律は自由であります。地方庁
の補助も何もかも全部自由でありまし
て、今までリンクされておらなかつた
ので、これが根本的な誤りであつたの
じやないかと思ひます。最近に包括
保険がございまして、これを非常にいわ
ゆるオープン・ポリシーがございま
して、全部に組合に關係するものは強制
的に入るといふことになつております
で、この点は普通保険が非常にうまく
行つておりますけれども、これはこう
いたしますれば、組合に加入すること
によつて強制的に入るといふことにな
つておりますが、併しその他の保険に

つては、普通保険以外のものについては、まだこの制度が全然ございませう。悪いものに対して保険を付ける。或いは悪いときに保険を付けるというものですから、非常に危険率が多くて、それで保険加入におきましても常に心配される点でございますし、又同時にそれが事故の起りやすいという結果になりますものだから、利用されるかたは本当にいい率の保険側のかたがない。従つて保険料率が高くなりまして、それで利用されるかたが少いという欠陥があるのじやないかと思ふのであります。最近の金融保険、或いは代金手形保険等の各保険についても、追加保険が付きまして、その率が大体全額に近い、九五%に近いものになつております。これを一つ改良されるにつきます。例えば日銀の優遇措置、いわゆる昇格問題等が解決でき、又全銀連が、これが利用され、協力されるようなことになりましたれば、非常に金融的にも都合よくなり、又輸出のコストまでも安くなつて参ることになりますし、これは日銀が、幸いすることによつて、率が下りますから、金利が下りますから、非常に輸出のコストに響いて参ります。非常に安くするということで、輸出振興のためにも非常に大きい点があるのじやないかと思ふのであります。こういう点について、我々業者も無論これに協力しなければなりませんし、大いに保険が利用されまして、全体の輸出の振興になりますことを、自分といたしましては特に希望する次第であります。

それからいま一つこの法案に対しては、拝見いたしますと、非常に難解なんでございます。もう少しこれをや

さしくできるように一つ法案を作つて頂きたいと思ふのです。貿易業者は法律家じやないのでございますから、ですから誰が見てもわかるような法律にして頂きたいというのを特にお願ひいたしたいと思ひます。

この委託販売保険につきましては、非常に文章がむずかしくて、我々も非常に研究に骨が折れた次第なのであります。これなども、もう少し何とか直して頂きたい。

大体申上げますと、この今度の保険につきましては、御承知の通り販売価格といふものをきめまして、販売期間をきめられまして、それで出ましたものが向うで処分されれば、必ず販売価格で以てきめられてしまひまして、残り分についてはやはり同様にそれで計算される。それがもし残れば日本へ送返す。これが原則なんでございます。現地でもこれを処分するほうがいいという場合においては、必ず通産大臣の許可を要するのであります。その許可のときに条件がつけば、後ほど申上げますが、割合にその危険は防がれるのじやないかと思ふのでございます。向うにおきまして許可なしに勝手に処分する場合には、それは予定販売価格を決定するのでございますから、ですから、御自分の御損をおやりになる限りは、この処分の方法はつかないということになりまして、御心配の点は防げるのじやないかと思ひます。

最後にこのお問合せに対する答申といたしまして、お手許に差上げております、自分の申上げます概要を記してお届けいたしましたのですが、大体この前に書いてある、私のほうの例を申上げましたのは、これは食料品が主であります。雑穀その他の食料品が主であります。殊にアメリカ市場がそんなんであります。戦前におきましては、各支店に相当に豊富な外貨を持つておられます。ですから、その外貨、或いは力を持つておられましたから、ですから銀行も利用されて頂きました。よし、又同時に御自分の外貨を利用されまして、それで委託販売をされまして、その委託が普通の形になつておりました。従つてそれに対する販売も、非常に販売の営業といたしましては伸長してできたことは事実であります。これを今の日本の現在に對して期待されるのは、その通りになるということ、非常に、先ほど寺尾参事人も言われました通り、金融の問題がからんで参りますから、その簡単には参らんとするの、その期待をここでかけるのは少し無理しやないかと思ひます。併しこの保険によりまして新市場が開拓されて、或いは新商品が開拓できるという点に對しましては、これは是非この保険は付けさして頂きたい。先ほど秀島さんの言われましたのも、これも支店におきまして、いわゆるホーム・ビル等がございまして利用される点において、この保険を付ければ、非常に結構だと思ふのであります。これを戦前の通りやるということではなく、むしろ新しいと思ひますが、新市場、新商品の開拓においては是非必要だと思ひますので、是非本法案の御設定を希望する次第でございます。

なお次の二番、三番の点を申上げますれば、先ほど大体申上げました通り、販売価格が届出制となつております。それで、それから、その届出の販売価格に對して現実に御検討頂きます。殊にその販売価格にはコミッションが入つておりますから、一〇五%という率になつております。ですから、これに對する、その価格について十分御検討になつて頂いて、それで且つそれが現地に對して損が行く、損しても販売しなきゃならぬというときには、必ず通産大臣の許可を要しますから、その許可のときに輸出組合ですとか、或いは少くとも輸出審議会というのがございまして、その審議会にでもかけて頂きますので、その審議会にすれば、いろいろ弊害は先ず防がれるのじやないかと思ふのであります。それから通産大臣の許可も以上のようなダンピングだとか何とかいうような弊害がなくて、それで現地で以て処分をいたすほうが損失を少くするという方法もございまして、有利な場合もございしますので、これに對しては先ほど申上げました手続を経まして許可を与えて頂きますれば、この弊害は防がれるのじやないかと思ひますので、これに對する限定等については、その措置の点において十分御注意頂きますれば、あえて危険はなくて振興ができるのじやないかと存じますが、この点を一つ御考慮下さいまして、本法案の御承認を頂きますことを、自分としては衷心から希望する次第であります。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。それでは最後に東京銀行の審査部の吉田次長にお願いいたします。○参事人(吉田雄二郎君) 吉田でございます。本日部長が止むを得ない用事でここへ参上できませんので、ごめいしたことを厚くお詫び申上げます。御下問の点につきまして、この委託販売の輸出保険という性格上、輸出業者さんが先ず第一に直接の御関係があらになつて、金融機関はその第二義的な関係がございまして、それから今まで秀島、寺尾、野崎三参事人が幾々御説明になりました点は、私といたしましては全く同感でございます。附加えることもないと思ひます。

ただ一言現在の貿易の状況について述べさせて頂きますならば、戦争が終りましてからすべて信用状基準という非常に我が国にとつて、輸出をされるかたにとつても有利な条件が大体慣習のようになりましてよかつたのでございまして、やはり日本ひとり輸出しておるわけじやございませんで、他国との競争上この信用状原則もこちらではできるだけ維持したいと思つておりますが、破れつつございます。イギリスですとか、西独あたりの輸出条件は信用状をよこせなんて言わぬで、どんどん物を売つております。そうしなれば又競争に負けるような状態に立ち至りました。そのために我が国におきましても信用状なしのD P手形、支払渡条件の手形でございます。或いはD A手形、引受渡条件の手形、信用状なしで売らざるを得なくなつて来てるのが現状でございます。更にこの競争が激化いたしますと、委託販売で売るのが止むを得ないのじやないか、又結局のところ戦前の姿に歸つてしまふのではないかと、いふふうな気がいたします。戦前では私が正金銀行におりました頃、信用状付きの手形というものは二割ぐらいございまして、あとはD A手形、D P手形、それからこれは金融と関係ないのでございまして、委託販売の手形は、こちらが、金融機関が代金取立て手形として出しておりました。これも非常な数

前提で考えて見ますと、この保険を濫用されるという面が多分にあるのじやないか。官庁のはうでは大臣の許可とか、或いは積戻してどうするとか、非常に親念的な面がありますけれども、実問題として積戻しと申しましても、恐らく委託輸出できるのは雑貨が多いと思いますが、雑貨というのは価額が少量に比べて非常に低いもので、量が多量に比べて非常に低いということで、量が多量に比べて非常に低いということになりまして、恐らく日本に取戻して処分すれば零になるか、場合によつたらマイナスになるようなことがあるのではないかと。又外地において処分するとして売れなければ、大臣が許可をしなないということでも限度をどこにおくかという具体的問題ではなく、困難な線があるかと思ふので、これは言うべくして現実の問題としてはなく、詳細に調べて許可するしないをきめるということとはできないのじやないか。長く置けばだん／＼安くなつてしまつて、

一層又素れにくい。そうなりますとそれを廻分することによつて、僅かな商品のために正常な貿易が非常に妨げられて、だんく傾上りの傾向にある商品も、それがブレーキになつて値を上げるができなまいというような事柄が多分に起るのではないかというよう

に感ずるのでございます。又悪く出ますと、外国の商社と日本の商社が要件の人が結託しますれば、商品売つてしまつておりまして、売れないのだかといふことで保険をとる方法がそこに介在するように思ふのであります。その場合にはこの間政府のはうの御説明

では、出先の領事とかその他によつて調べる方法もあると言いますが、たく

さんの貿易の事実が起るのに、そういうことに海外派遣の人が走り廻つていくわけには行かないように思われまし、なか／＼悪いことをする人間は知恵のほうで勝つておりますので、倉庫に物を入れておりましたも、薬屑を置いてあるかも知れませんが、実問題としては悪性には幾らでもできる面があるのではないかと。そういうふうにして金を外地へ温存するという手も、この法律を悪く利用すれば生じて来るのではないかと、かように考えられます。日本の今日の貿易を救うのに、こういう末節なことに重点を置くよりも、もう少し根本的なものが必要でないかというふうに考えられるのでございまして、例えば大商社のかた／＼はできるだけ自己の責任において委託販売せられて、それに対する資金の融通を金融機関等に強く要望されるというように、これが根本的な大きな問題ではないか。又外国支店にいたしましても、有力な商社のかた／＼が外国に支店を置かれて、そうして大いに委託販売なりその他を自己の責任において伸張する発展的努力の面が今日の貿易に必要でないか。ニューヨークの地に参りますと、八十からの日本の商社がある。果してあそこの貿易の程度が八十の日本の商社が必要かどうかというふうなことも考えさせられるので、今日においてささいな人多くして職少しという現状から、貿易社同士のお互いの競り合いから日本の商品の値段を必要以上に下げていく面が多分あると思ひますので、こういう点は貿易界の代表のかた／＼で根本的に御研究になつてその線に進むべきで、僅かのこの輸出保険というふうなものが

日本の今日の貿易を伸展させ、ところの私は、途じやむしろないので、今日はもう少し積極的な、抜本的な方法に御努力を願わなければならぬのじやないか。こういうふうな考えで、この法案は、私ども言葉が過ぎるかも知れませんが、役人のかた／＼の単なる遊戯のごとくさ感ずる点がありますので、こういうふうな考えております点について、どなたからでもよろしくございまして、御意見を承りたいと思ひます。

○参考人(秀島司馬三郎君) 私全部十分御納得行くように説明できるかどうかはわかりませんが、この積極的、抜本的に一つ方法を立てて頂きたいということは、私ども非常に要求している、又熱望しているところでございますが、要するに抜本的と申しまして、一つ／＼方策を考えて行くよりほかに、もうがないのじやないかというふうな考えられます。それでこの直接助成、補償策とか何とかいたしますと、どうして二重価格だとか、又はガツツの問題なんかにいゝなりありますので、各国とも今の行き方としては成るべく間接的助成策で行く、それで英国なんかではこの信用保険制度を非常に活用しておりますので、こういう点ではこういう保険を作つて頂くというところが一つの積極策に間接的になるのじやないかと、こう思ひます。

それから雇用されるという点でございしますが、それも確かにあるだろうと思ひます。それで併しながい全部を補償して頂けませんから、少くとも二〇％くらいは各商社は損持たなきやないりませんから、そうすると荷物を送るという場合によほど先方を信用しな

れば送ることができないのでございします。そういう点で代理店の選定というふうなものは非常に慎重にやるんじやないか。それから又代理店をとつたほうから申しますと、それを途中で取消されるとき、何とかいふことになりまして、不名誉にもなりますので、そういう点は業界のほうでよほど注意するのじやないかと思ひますが、先ほど申されましたように、新しくできた貿易商社とか、今まで貿易に關係しなかつたものがいゝ／＼貿易商社になつて来たというふうなこともそれは実際にあるものでございします。併し若しそういうものと結託して悪いことをしたというときに、まあお役所のほうでどういふ御答弁なさいますか、私も伺ひますが、これはその調査をするより前に、風説、競争者のほうのレポートが非常に早く来るわけですから、そういう点で相当チェックができるのじやないか。若しそういう真偽があるならば、期間が過ぎたらすぐに積戻すといふことを命じて来なければ、それじや損失は補償しないというふうな方法がとれるのじやないか、こういうふうな考えます。それでですから、要するに直接に調査しなくても、もう競争者のほうで相当チェックをしておいて、そういう状態にございしますから、それほどまでに心配はないのじやないか。それは多少なりともこういうことになりまして、少くとも、雇用するものはございしますと、小さいところは目を塞いで頂いて、大きいほうに伸ばして頂いて、それから一度したところはこれはブラツクリストしておいて、次は許可しないというふうな方法で、チェックはできるのじやないかと、こういうふう

考えられますのでございしますが、十分私が尽せておりませんでしたら、どなたか一つお願いしたいと思ひます。

○参考人(寺尾一郎君) お答えいたします。先ほど白川委員から御質問のありました第一点。大体受託者は二種類に分かれるだろうと思ひます。一つは外国商社であります。もう一つは邦人の商社の支店、こういうふうに分かれるだろうと思ひます。もと／＼委託積戻は、これは相手方にクレジットを手えることになりまして、白川委員のおつしやつたことは誠に御尤もだと思います。殊に外国商社といえども、先ほどお話をありましたように、信用度の低い、いかかわしものがない／＼この委託積戻制度を利用いたしまして、巨額なクレジットを手えるわけにございします。そうしてこれがお話の通りのようなことをやる危険は必ずしもないと言えないと存じます。

一面邦人商社、特に有力商社の外国支店或いは外国法人になつておるかも知れませんが、これがいわゆる本支店關係を持つてゐる場合にはこれはどこまでも監督ができるわけにございします。秀島参考人の言われたような措置もすぐ端的にとれると存じます。従ひましてこの面においては懸念はないのじやないか、こういうふうな考えます。併しなからこの制度を運用いたします場合に、委託販売につきましては通商省において審査基準という基準書がございまして、これによりまして相手方の信用面を、これは商社即委託者の申告に基づき、又在外公館の調査その他の方法によつて調べるので、不測の場合の起ることはこれは必ずしもあらかじめ防止

できないかも知れませんが、その他の場合においては間々防止できるものと存じております。

第二点の悪用防止は、先ほど私申し上げましたようなことはいささか形式張るようなことなものでございしますが、ああいうようなことによりまして政府の負担において商社が利益を得る、國を売つて商社が儲けるといふようなことを防止し得る一試案じやないかと考えたわけにございします。

それから第三点の商社間の不当競争、ああいつた、こんな小さな制度のごた／＼を見て遊ぶよりもつと根本的な抜本的な方策を立つては如何、全然同感でございします。もうこれは今更に申上げるまでもなく日本の置かれております現状からいたしまして、大いに輸出を振興し、そして輸入を極力抑制し、商品は高くこれを売り、安く必需品を買入れるというのがこれが至上命令であります。ところが現状は、これは日本の為替が管理下にありまして、關係上からも輸入公表とか外貨予算の発表とか、こういったことによりまして、必需品の購入をするのにわざわざ値を高くさせてから買付けるといふたような現況にありまして、非常に遺憾に堪えない。又一方先ほど御指摘に相成りましたように、これは一たび国外においてなつたかたはよく御承知だと思ひますが、日本の商社の出先がもうたくさんおりましたが、不当に競争し、そうしてそのために値を叩かれたり、あらゆる不利な条件を甘受して叩かれ叩かれ、如何にして安く、逆に申しますれば如何にして安く売らんかなの態勢をとつてゐる現状は、これは何としても是正されなくちゃならない

できないかも知れませんが、その他の場合においては間々防止できるものと存じております。

第二点の悪用防止は、先ほど私申し上げましたようなことはいささか形式張るようなことなものでございしますが、ああいうようなことによりまして政府の負担において商社が利益を得る、國を売つて商社が儲けるといふようなことを防止し得る一試案じやないかと考えたわけにございします。

それから第三点の商社間の不当競争、ああいつた、こんな小さな制度のごた／＼を見て遊ぶよりもつと根本的な抜本的な方策を立つては如何、全然同感でございします。もうこれは今更に申上げるまでもなく日本の置かれております現状からいたしまして、大いに輸出を振興し、そして輸入を極力抑制し、商品は高くこれを売り、安く必需品を買入れるというのがこれが至上命令であります。ところが現状は、これは日本の為替が管理下にありまして、關係上からも輸入公表とか外貨予算の発表とか、こういったことによりまして、必需品の購入をするのにわざわざ値を高くさせてから買付けるといふたような現況にありまして、非常に遺憾に堪えない。又一方先ほど御指摘に相成りましたように、これは一たび国外においてなつたかたはよく御承知だと思ひますが、日本の商社の出先がもうたくさんおりましたが、不当に競争し、そうしてそのために値を叩かれたり、あらゆる不利な条件を甘受して叩かれ叩かれ、如何にして安く、逆に申しますれば如何にして安く売らんかなの態勢をとつてゐる現状は、これは何としても是正されなくちゃならない

できないかも知れませんが、その他の場合においては間々防止できるものと存じております。

のでございます。こういう立場から白

と、それから寺尾さんからお話ござ

助のほどをお願いしたいと思う次

非常に強いという場合、これを売らず

るも地域別、商品別に制限を付けられ

川議員殿の御指摘になりましたような

いまして、補足いたす点はござい

第でございまして。

に持つて帰るということが法律の規定

か。それから今度の法案では六カ月間

抜本方策を立てたいと、我々も常日頃

ませんけれども、先ほど海外におきま

今後我々この法案を研究する上に参考

ますか。

か。それから今度の法案では六カ月間

話合つて、いろいろ各方面にもお願い

す競争というお話につきまして、一言

としまして、これではただ一つ統一

の法案が適切だという考えにはまだな

るようになりますから、こんな御心配に

申上げておきます。御承知の通り日本

はそのために輸出組合というものを作

り得ないということを附加しておきた

いと思ひます。

いいます。

或いは政党各方面におかれましては

したる輸出方針に行きたいという希望

の先ほど御説明を頂きましたが、こ

案を作られるときにお考えになつたこ

の申上げておきますことは、通常貿易

化、いろいろそういう面が必ず出てお

を以て発足したての通りであります

いと思ひます。

しちやならんということではないかと

の行われてる例をとりますと、生糸

が、なか／＼その実情に照らして

御承知の通り輸出組合そのものも

たいたのですが、あなたのお話を聞いて

とだと存じます。それでそれから大体は

の行われてる例をとりますと、生糸

賛成なので、又我々も及ばずながらや

すから、ですからその範囲内におき

いようなお話のようですが、併しそれ

向うで以て処分するようになるのじや

の行われてる例をとりますと、生糸

つておられます。むしろこの点におき

達成できるように御配慮願いたいと思

つたというのと、今考えられておる委

いうことが、これが相当の広い部門に

の行われてる例をとりますと、生糸

制度よりも、もつと金融措置を講じ

れども、それが進行できないというこ

託販売とは大分違つておると思ひま

行くのじやないか、こう考えます。

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

て、そうして抜本的に、こんなほそ

るために欠陥があるのじやないかと思

託販売とは大分違つておると思ひま

行くのじやないか、こう考えます。

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

くやうにやつては如何、もうこれ

まして、殊に市場統制というものにつ

るために委託販売の保険制度という

行つてゐる。それが仮に総合的に百行

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

もう全然同感であります。もうこれ

びしいところでありまして、どうし

て外国商社に委託販売をさせるとい

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

一歩前進と思ひますが、これ以上一

ても市場統制ということができないの

とでは実際のこの事情から考えて貿易

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

当局において御勘案のようございま

策として有効な方法じやないかと、こ

う私は考えるのですが、現実の問題と

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

すが、我々業者もいろいろそういう面

が、殊にアメリカはどうにもならん

輸出の保険を付けておつて業者は二割

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

おります。こういう面におきまして

の損失を覚悟しなくちやならんとい

した輸出業者が同じ二割の損失で済む

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

も、大いに一つそういう施策がとれ

はり戦争中のような統制のできない

商品とその市場で売らないで、そうし

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

すように、御支援御協力願いたいと存

つた場合は二割の負担でなくて、さつ

きも白川君が言つておりましたことが

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

に、大いに今後は高売、安買をやる

商品とその市場で売らないで、そうし

つた場合は二割の負担でなくて、さつ

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

願ひ申上げて私のお答をいたしたい

商品とその市場で売らないで、そうし

つた場合は二割の負担でなくて、さつ

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

と思ひます。

商品とその市場で売らないで、そうし

つた場合は二割の負担でなくて、さつ

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

○委員長(中川以良君) ほかにどなた

商品とその市場で売らないで、そうし

つた場合は二割の負担でなくて、さつ

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

か御発言を……

商品とその市場で売らないで、そうし

つた場合は二割の負担でなくて、さつ

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

○参考人(野崎一郎君) 只今秀島さん

商品とその市場で売らないで、そうし

つた場合は二割の負担でなくて、さつ

合が悪いじやないか、従つて商品別、

の極めて一部分が委託販売の形をとつ

貿易商社があつた場合には直ちにそれをオミットされるということでしたけれども、それは併しAという商社が何回も繰返してやるのじやなくて、AありBありCあり、たくさんな業者が一回ずつそういう安い値段で売つたというところが、日本の生糸のアメリカ市場の販売価格に影響せんということには考えられないのですが、その程度のこととは大丈夫という御確信がありますか。

○参考人(秀島司馬三郎君) それは生糸市場というものは、向うでどのくらいの値段ができておるといことがわかりますので、そうすると、その値段よりも非常に切つて売るといときに、又は最後に損の計算をさせるときに、又は向うで処分してもいいという許可を手えるときに通産大臣が許可しなければいのであります。ただ毎回の……

○西田隆男君 それは通産大臣の許可というところに非常にあなたは重点を置いてあるようですが、どうせ業者がリスクを負担するのだという建前から考へたら、通産大臣の許可、不許可ということは、これは問題にならんと私は思うのです。それは保険が常に正常な姿で、常識的に最も効率ある施行がされておる場合のみをあなたがたはお考へになつておる。そうでなくして、保険なんかどうでもよろしいのだという建前をとつて、業者が安い値段で売つた場合は、これは通産大臣が許可しないでも売れる。どうせリスクは自分で負担するといふことで、そういうことがA、B、Cといふいろいろな商社を通じて行われた場合、極めて小部分の商品を販売するとき、大部分の貿易に

影響を与えないか、こういう私のお尋ねなんです。

○参考人(寺尾一郎君) 一応その懸念はあると思うのでございしますが、実際問題といたしますと、国外の、私の場合は先ほだ申し上げましたカテゴリーの外国商社でございします。外国商社が若しこれが資力がある有力なものでございしましたらば、LCベシスで、LCを組んで日本に直接買付けますと、これは安いのです。今度委託販売、つまりクレジットをもらつて、少量入れるような場合は、これは小口で売られるんです。而も大抵スポットでCODで現品を持つて行つて売るのでございします。これは向うの現状から見ても、常にLCベシスで売れる値段よりも遙かに、御承知の通りアメリカ等におきましては、相当の輸入業者から御おきましては、相場の輸入業者から御おきましては、日本のそれと違ひまして非常な幅がございします。従つてそこに大量輸入したやつは安い。それから今の委託で少量ずつ小口で売れる場合非常にこの幅は高く、先ほど私がこういふLCベシスの正常貿易と関連ある地区に委託販売をする場合においては、届出を要する基準価格を高く設定しなければならぬのであると申し上げたのは、その点を顧慮してのこととございまして、少量の場合、まあこれは前提といたしまして、もう不埒なやつが初めから作為を以てやる場合、又それに乗かる阿呆の商社なり役所がある場合、これはもう別でございしますが、そういうことのない限りにおきましては、恐らく御懸念の点は絶無とは申し上げられませんが、極めて少ないものであらうと考えられます。

○西田隆男君 あなたの御言葉を聞いておりますと、委託販売をする通常の貿易のできてゐる場所にする場合においては、委託販売する商品は従来通常貿易の商品よりも高く売らなくてはならない、こういう前提に立つておいてなるようですが、そうすると、そういう高く売れるような品物、或いは数量等は、一般市場の貿易のされてゐるところに余計にあるように思われませんか。

○参考人(寺尾一郎君) 思われません。

○西田隆男君 そうすると、極めて僅かな輸出貿易をするために、特別な、こういう保険制度を設ける……

○参考人(寺尾一郎君) お答えいたします。

従ひまして、こういう委託販売が行われまふ場所は、恐らくこういうつた関連性の少ないところが主になると思ひます。特に委託販売を要しますと、要しますといふものは、行われまふ物の資は消費財でございします。決して生産財ではございしません。雑穀とか、繊維、それから紅茶とか、自転車とか、おもちゃとか、まあそういうつたようなものでございまして、生糸、繊維などがこの大宗になると思ひますが、そういうもので通常貿易でどん／＼出てゐる場合においては、こういった外国商社にこれをやらせるということとは恐らくレア・ケースになる。恐らく皆日本の商社の出先、即ち支店なり、或いは関連性を持つ支店、自己の支店の外国法人、こういうところに当てることになると思ひます。クレジットは新販路の開拓、或いは日本商品の紹介、こういうつた点がクレジットでございまして、その

場合に於いては、もう皆小口で、スポットで、今申し上げましたように、向うの口銭率が高うございしますので、有利に売れるわけにございします。そういう意味合いに、このクレジットがあると申ひますが、特にこれはもう御承知と思ひますが、イギリスに海外在庫保持などとは非常に有効に動いております。まだそこまでする出られないのは非常に残念ではございしますが、少くともかかる途を開くことによりまして、日本商品の紹介、これが行われまふし、それからもう一つは、これが本邦に行われまふならば、御承知の通り、日本の経済の底が浅うございまして、ちよつと品物が不足すればすぐ暴落、それから又少し潤沢に出廻ればすぐ暴落、例へば最近の生糸のごとき、輸出品プライスが二十四万になつてゐるのが国内においては二十七万円、そのためにはこの間の砂糖とのバーターみたいな措置をとらざるを得ないことになつておるのであります。まあ、あつたやうな関係でございしますが、こういう関係が海外に響きまして、海外においては、日本の商品はよくて安い、併しなから又すぐ暴落、暴落があつて、欲しいときに入つて来ない。それから漸く販路を作ると、今度又その下をくぐ

る不安定な商売はやれんというやうな危惧がございします。當時海外に在庫を持つことになりまふれば、或る程度までそういう面も緩和できるのじやないか、そういうやうな意味合いにおきまして、確かにこれは一步の前進であるかと考へますので、商社側として非常に留意をされておる次第であります。

○参考人(吉田雄二郎君) こういうふうに御説明するといふのじやないかと申うのでございしますが、それは一応販売期間を切つてございしますが、その販売期間内で安売りの場合は、全部商社が保険の適用を受けなければいけません。その場合はこの保険があつてもなくともそういうふうな懸念は起り得ると思ひます。それから販売期間が過ぎて売れなかつたものについて、現地で通産大臣の承認を得ました場合は処分できるのでございしますから、今西田委員の御質問のような同種の商品がその市場で競合する場合は、その商品の適正値段、或いはその土地における適正値段といふものが日本側にはつきりわかつておると思ひます。その多量の、その同種の商品が信用状付き基準で出ておる。たま／＼同種の商品が委託販売で出て、それが不当に安く売られたといふことは、これは通産省でも或いはほかの商社にお聞き頂いて、まあ最後に銀行にお聞き頂いて、日本の主な商品の主な市場における現在の値段ぐらゐのものはわかつておるはずだと思ひます。その点で日本の主要商品の海外市場攪乱にはならぬのじやないか。丁度寺尾委員の御答弁の反対側の言ひ方でございしますが、同じやうな意味だと思ひます。

○西田隆男君 私が聞いておるのはその反対側のことなんで、商品の市場における一般の価格はわかつておるのです。わかつておるでしようが、通産大臣に許可を求めたつて許可してくれない。くれなくとも売れるのだと言つて売つた場合に影響しないのかと、こう聞いておるのです。

○参考人(吉田雄二郎君) その場合は

に御説明するといふのじやないかと申うのでございしますが、それは一応販売期間を切つてございしますが、その販売期間内で安売りの場合は、全部商社が保険の適用を受けなければいけません。その場合はこの保険があつてもなくともそういうふうな懸念は起り得ると思ひます。それから販売期間が過ぎて売れなかつたものについて、現地で通産大臣の承認を得ました場合は処分できるのでございしますから、今西田委員の御質問のような同種の商品がその市場で競合する場合は、その商品の適正値段、或いはその土地における適正値段といふものが日本側にはつきりわかつておると思ひます。その多量の、その同種の商品が信用状付き基準で出ておる。たま／＼同種の商品が委託販売で出て、それが不当に安く売られたといふことは、これは通産省でも或いはほかの商社にお聞き頂いて、まあ最後に銀行にお聞き頂いて、日本の主な商品の主な市場における現在の値段ぐらゐのものはわかつておるはずだと思ひます。その点で日本の主要商品の海外市場攪乱にはならぬのじやないか。丁度寺尾委員の御答弁の反対側の言ひ方でございしますが、同じやうな意味だと思ひます。

えられんとおつしやつておるし、二十八年度は五十九万ドルぐらい、二十九

○参考人(野崎一郎君) それではちよ
つとお答え申上げます。先ほどの各参

際問題として、その弊害は業者において監視しているという点を一つ御考慮

か、金融機関の側としての見解を申上
りますと、御質問誠に御尤もだと思ひ

場合にはどれくらいまでが今までの実績から考えられますか。そして、主としてありすが、その上は一体実際の

どちよつと寺尾さんの御発言の中にありました。この保険の率の問題ですね。これは通産省の輸出保険の特別会計を見ますと歳入が四十三億ぐらいいあるにかかわらず翌年への繰越が三十数億あるわけですね。だから率が高過ぎるのではないかと、うちよつと考えるわけですがね。その率についての御意見を一つ……、その二つを……。

○参考人(野崎一郎君) 先ほどのお話の第一回は私聞き落しましたが……。

○三輪貞治君 百分の百五について御意見があれば……これは適切であるとお考えになりますか。

○参考人(野崎一郎君) つまりコミッションとして五%ということになりますね。これを下つてはならんというのには僕は当然ではないかと思うのであります。それで委託販売というものはもと／＼その基準を置いて出してありますから、それ以上高く売るといふことは国家のためいいわけでありまして、ですから百円といたしまして百五円を下つてはならんということを抑えておいて頂けばそれでいいではないかと思ひます。

それからなお保険の率の問題は、これは先ほどどちよつと申し上げたのでございますが、現在のところは輸出振興方法というものが殆んどないのでございまして、一つこれにつきましましては、国家においていゆる損失のない独立勘定になつております。これはGHQの当時から命令でなつたように承わつております。これを一つもう少し振興方法として率を下けても、或いは赤字になりましても、もう少し振興方法に御利用頂きたい、これを自分としては希望するのであります。これは業者一般の希望でございます。ですから

ほかに振興方法としてない、而もこれは相当よその国でもこれに対してはほかに振興方法をとつておりますのですから、せめても輸出保険におきまして振興方法によりまして、一つ率を下げてまして業者のために大いに活用して頂く方法をお願いしたい。こういう自分の希望であります。これは業者一般の希望であります。その点敷衍いたしまして、できるだけ安くして、皆に喜んで活用して頂くというのをお願いしたいと思ひますのであります。

○参考人(寺尾一郎君) 第一点のほうにお答え申し上げますが、アメリカやその他の国内におきます卸売業者の口銭率及び小売業者の口銭率は、日本の業者のそれと遙かに格段の相違がございまして、内地におきましては三%、五%というのがあるけれども御の字でございまして、アメリカの業者は三%や五%では承知しません。必ず一割、私ども在勤しておりましたときには、卸売で一割乃至二割、小売は二割乃至三割、そのくらいの利潤を挙げております。従いましてこの五%の利潤、これを彼所できめることは、これはもうミニマムに規定してあるのでありまして、必ずこれ以上商社としてはやらなければ、儲けなければ恐らく仕事はできない、こちらが最低としてはまだ低いくらいのものでないか、但し補償の際におきましては百五基準になりません。百を基準にしまして補償するようになつてゐるようになつております。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませんか。それでは本日はこの程度にいたしておきたいと思ひますが、御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

参考人の方に一言御挨拶申し上げます。本日は長時間に亘りまして誠に尊い御意見を御開陳賜りまして、本法案審議上委員会としまして誠にいろいろ得たいお話を承わつたことと存じます。私ども今日のお話を十分参考にいたしまして、本法律が悪い半面だけが出ないよう十分に活用されるという見地の下に今後とも審議をいたしたいと存じます。なお今後お気付きがございましたら、一つ私の手許まで申入れ頂きたいと思ひます。誠に有難うございました。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会